

# 北空知衛生センター組合監査委員条例

平成30年12月25日

組合条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期に行う監査の通知)

第2条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査をしようとするときは、監査の期日前5日までにその期日及び監査事項を組合長及び関係機関に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

(出納検査)

第3条 法第235条の2第1項の規定による出納検査は、毎月10日から15日までの間に行う。ただし、特に事情のある場合は、その期日を変更することができる。

(決算の審査)

第4条 法第233条第2項の規定により決算及び証書類の審査についての意見は、審査に付された日から60日以内に組合長に提出しなければならない。

(公表の方法)

第5条 監査委員の行う公表は、北空知衛生センター組合公告式条例（昭和41年条例第1号）に定める公表の例による。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。